

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社MERF と称し、英文では「MERF Inc.」 と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。

- (1) 美術工芸品の製造販売
- (2) 非鉄金属の精錬及び加工並びに販売
- (3) 仏具及び仏像の製造販売
- (4) 不動産の賃貸並びに売買仲介業
- (5) 霊園地の造成並びに販売
- (6) 損害保険代理店並びに生命保険の募集に関する業務
- (7) 土木建築請負業
- (8) 工作機械の販売
- (9) 貴石、半貴石、真珠、及び貴金属等の販売並びにこれらの製品の販売
- (10) 産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の収集、運搬及び処理業
- (11) 古物の買取り及び販売に関する業務
- (12) 計量証明事業に関する業務
- (13) 毒物又は劇物の製造、輸入又は販売に関する業務
- (14) 前記各号に附帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を富山県射水市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、28,000,000 株とする。

(単元株式総数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

定 款

(自己の株式の取得)

第 8 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当社の株主権行使の手続き、株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(招 集)

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年 11 月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2 前項の代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

定 款

(株主総会の議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(電子提供措置等)

第 18 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第 19 条 当会社の取締役は、12 名以内とする。

(選任方法)

第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2 取締役及び各監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

定 款

2 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

2 前条第 2 項の決議があったとみなされる事項の内容及びその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員数)

第 30 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。

(選任方法)

第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 33 条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。

定 款	
2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	
(監査役会の決議の方法)	
第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	
(監査役会の議事録)	
第 36 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを 議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	
(監査役会規程)	
第 37 条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。	
(報酬等)	
第 38 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	
(監査役の責任免除)	
第 39 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で同 法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	
第 6 章 会計監査人	
(選任方法)	
第 40 条 会計監査人は、株主総会において選任する。	
(任期)	
第 41 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	
2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。	
第 7 章 計 算	
(事業年度)	
第 42 条 当社の事業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までの 1 年とする。	
(剰余金の配当の基準日)	
第 43 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。	
(中間配当)	
第 44 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 2 月末日を基準日として中間配当をすることができる。	

定 款	
(配当金の除斥期間)	
第 45 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。	
定款の変更履歴	
昭和 61年 2月13日	第 5 条 (発行する株式の総数)
昭和 61年 3月13日	第 5 条 (発行する株式の総数)
昭和 61年 3月31日	第 1 条 (商号を現会社に変更)
昭和 61年 6月12日	第 5 条 (発行する株式の総数)
昭和 61年 8月18日	第 2 条 (目的)
昭和 61年 10月16日	第 3 条 (本店の所在地)
平成 元年 5月10日	第 2 条 (目的)
平成 3 年 3月16日	第17条 (取締役及び監査役の員数)
平成 6 年 10月28日	第19条 (取締役及び監査役の任期)
平成 7 年 11月11日	第19条 (取締役及び監査役の任期)
平成 8 年 10月25日	第 2 条 (目的)
平成 10年 8月17日	第 5 条 (発行する株式の総数)
平成 19年 11月28日	大幅改正
平成 20年 3月28日	第18条 (取締役の員数)
	第21条 (代表取締役および役付取締役)
	第29条 (監査役の員数)
平成 20年 11月28日	第 4 条 (機関)
	第 7 条 (株券の発行)
	第10条 (株式名簿管理人)
	附則
平成 21年 1月 1 日	附則 第 1 条削除
平成 21年 11月27日	第10条 (株式名簿管理人)
	第17条 (議事録)
	第20条 (取締役の任期)
	第21条 (代表取締役及び役付取締役)
	第23条 (取締役会の招集通知)
	第26条 (取締役会規程)
	第28条 (取締役の責任免除)
	第32条 (常勤監査役)
	第33条 (監査役会の招集通知)
	第34条 (監査役会の決議の方法)
	第35条 (監査役会の議事録)
	第36条 (監査役会規程)
	第37条 (報酬等)
	第38条 (監査役の責任免除)
平成 22年 1月 1 日	附則 第 2 条削除
平成 22年 11月25日	第 4 条 (機 関)
	第 7 条 (自己の株式の取得)
	第11条 (株式取扱規程)

